

目次

第101回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款の一部変更の件	7
第3号議案 取締役1名選任の件	8
第4号議案 監査役2名選任の件	9
第101期事業報告	13
計算書類	40
連結計算書類	43
監査報告書	45
株主総会会場ご案内図	

第101回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月26日(水曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催
場所

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
武蔵野銀行本店4階大会議室

書面(郵送)又はインターネット等による
議決権行使の期限

2024年6月25日(火曜日) 午後5時

本年は、株主総会へご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/8336/>



More For You
もっと、街・暮らし・笑顔のために

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より当行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。
2023年6月23日、当行は、関東財務局より仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められることから、金融商品取引法第51条の2に基づき業務改善命令を受けました。

株主の皆さまに多大なご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。
当行はこの業務改善命令を厳粛に受け止め、全行一丸となって再発防止に取り組み、株主さまをはじめ関係する皆さまの信頼回復に努めてまいります。

今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

企業理念

地域共存

豊かな地域社会の実現に寄与し、地域とともに発展します。

顧客尊重

変化を先取りした果敢な経営を展開し、
組織を挙げて最良のサービスを提供します。

長期ビジョン

MCP (Musashino mirai-Creation Plan)

～多彩な価値を結集し、地域No.1の
ソリューションで埼玉の未来を切り拓く～

全てのステークホルダーの皆さまとともに、
埼玉の豊かな未来を共創してまいります。

取締役頭取 **長堀和正**



株主各位

証券コード 8336
2024年5月31日
(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)
さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8

株式会社 武蔵野銀行
取締役頭取 長堀 和正

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】 <https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp//8336/teiji/>

また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「武蔵野銀行」又は「コード」に当行証券コード「8336」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8 武蔵野銀行本店4階大会議室 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきご来場ください。
3. 目的事項	報告事項 (1) 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 (2) 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 取締役1名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使について

- (1) インターネット等による議決権行使の場合
当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。
- (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- (3) 重複行使の取扱い
議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

<電子提供措置事項について>

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」を除いております。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、当該書面に記載している事業報告、計算書類及び連結計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

<事後動画配信について>

- ◎ 株主総会当日の様子の一部につきましては、後日当行ウェブサイト動画配信する予定です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時到着分まで



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

スマートフォンをご利用の株主さま

スマートフォンでの議決権行使は、QRコードを利用することで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

機関投資家の皆さまへ

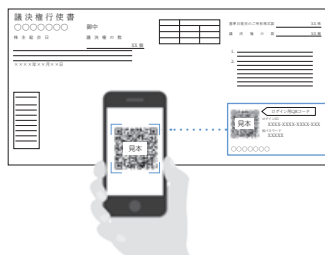
議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

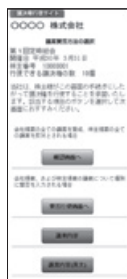
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに株主の皆さまに報いるため、利益の状況や経営環境等を総合的に考慮したうえで、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

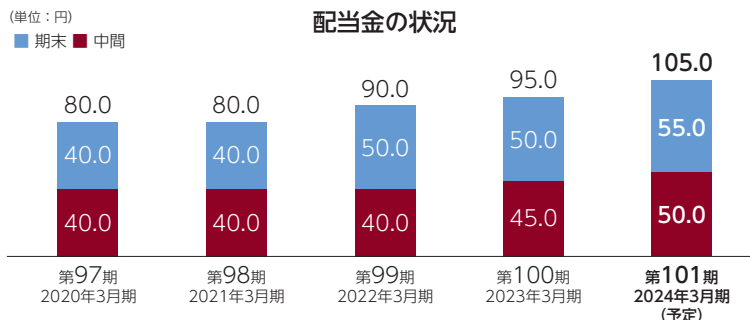
このような方針のもと、以下のとおり第101期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当行普通株式1株につき金 55円 総額 1,822,878,310円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき105円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金 6,000,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 6,000,000,000円



第2号議案

定款の一部変更の件

1. 提案の理由

コーポレートガバナンスの強化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

ただし、2023年6月28日開催の第100回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第21条 (条文省略)	第1条～第21条 (現行どおり)
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (条文省略)	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (現行どおり)
第23条～第46条 (条文省略)	第23条～第46条 (現行どおり)
(新設)	附則 (取締役の任期に関する経過措置) 本定款第22条の規定にかかわらず、2023年6月28日開催の第100回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。

第3号議案

取締役1名選任の件

取締役の貝沼勤氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、新たに選任いただく取締役の任期は、2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

氏名	ジェンダー (性別)	現在の当行に おける地位	取締役会への 出席状況
たき ぎわ 滝 沢 新任	男性	執行役員	—



たき ぎわ 滝 沢 新任

新任

生年月日：1969年2月11日

取締役会への出席状況：—

所有する当行株式の数：2,390株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	株式会社武蔵野銀行入行	2022年6月	当行執行役員北浦和支店長
2017年4月	当行岩槻支店長	2022年10月	当行執行役員営業統括部長
2019年10月	当行営業統括部副部長	2024年4月	当行執行役員（現任）
2021年4月	当行北浦和支店長		【担当】 デジタル推進部、事務統括部

取締役候補者とした理由

岩槻支店長、執行役員北浦和支店長等を歴任し、執行役員営業統括部長在任時には、顧客本位の営業体制の構築を推進する役割を担っておりました。特に当行の営業戦略に精通しており、今後、長期ビジョンの実現に向けその能力を発揮できるものと判断し取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、全ての取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、候補者が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案**監査役2名選任の件**

監査役の黒澤進氏、若林一弘氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	ジェンダー (性別)	現在の当行に おける地位	取締役会の 出席状況	監査役会の 出席状況
1	くろ さわ すすむ 黒 澤 進 再任	男性	常勤監査役	16回／16回 (100%)	12回／12回 (100%)
2	わか ばやし かず ひろ 若 林 一 弘 再任	男性	常勤監査役	13回／13回 (100%)	9回／9回 (100%)

(注) 候補者番号2 若林一弘氏は、2023年6月28日開催の第100回定時株主総会において新たに選任され就任いたしましたので、取締役会・監査役会への出席状況には、就任後の取締役会・監査役会の回数を記載しております。



候補者
番号

1

くろ さわ
黒 澤

すすむ
進

再任

生年月日：1961年4月11日

取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

監査役会への出席状況：12回／12回（100%）

所有する当行株式の数：7,766株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2014年6月	当行総合企画部長兼経営政策室長
2006年4月	当行三郷支店長	2015年7月	当行執行役員総合企画部長
2011年10月	当行市場金融部長	2017年6月	当行常務取締役
2012年6月	当行リスク統括部長	2022年6月	当行常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

三郷支店長、市場金融部長、リスク統括部長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2017年6月より常務取締役を務めるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務全般に精通しており、監査役として公正な経営の監督を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。



候補者
番号

2

わか ばやし かず ひろ
若 林 一 弘

再任

生年月日：1962年6月25日

取締役会への出席状況：13回／13回（100%）

監査役会への出席状況：9回／9回（100%）

所有する当行株式の数：1,000株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2020年6月	当行執行役員監査部長
2015年4月	当行飯能支店長	2021年6月	当行常務執行役員総合企画部長
2016年6月	当行事務集中部長	2022年6月	当行常務執行役員
2017年6月	当行事務統括部長	2023年6月	当行常勤監査役（現任）
2018年7月	当行執行役員事務統括部長		

監査役候補者とした理由

飯能支店長、事務集中部長、執行役員事務統括部長、執行役員監査部長、常務執行役員総合企画部長等を務めるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務全般に精通しており、監査役として公正な経営の監督を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、全ての取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が監査役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

(ご参考)

取締役及び監査役（候補者含む）の専門性と経験（スキルマトリックス）

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

【社内役員】			スキル区分					
氏名	役位	ジェンダー (性別)	経営戦略 (サステナビリティ)	営業	市場・国際	人事	コンプライアンス ・リスク管理	システム ・IT
長 堀 和 正	取締役頭取	男性	○	○	○	○	○	○
白 井 利 幸	専務取締役	男性	○	○		○	○	○
大 友 謙	常務取締役	男性	○	○	○	○		○
宮 崎 貴 夫	常務取締役	男性	○	○	○	○	○	
滝 沢 潔	常務取締役	男性	○	○			○	○
黒 澤 進	常勤監査役	男性	○	○	○		○	○
若 林 一 弘	常勤監査役	男性	○	○			○	○

【社外役員】				スキル区分						
氏名	役位	独立性	ジェンダー (性別)	企業経営	金融	国際経験	法務	財務・ 会計	IT・ デジタル	地域経済 ・行政
満 岡 隆 一	社外取締役	○	男性	○		○			○	
真 田 幸 光	社外取締役	○	男性		○	○		○		○
小 林 彩 子	社外取締役	○	女性		○		○		○	
毛 塚 富 雄	社外監査役	○	男性	○	○			○		
吉 田 波也人	社外監査役	○	男性	○		○		○		
中 野 晃	社外監査役	○	男性	○	○					○

第101期事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を主要な営業基盤とし、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務、信託業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

国内経済

2023年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行やインバウンド需要により、景気は持ち直しの動きが続きました。その後、エネルギー・食料品価格の高止まり、中国における個人消費低迷や不動産不況を反映した景気減速、欧米における金融引締め政策の継続などがあったものの総じて底堅い推移となり、長らく続いたデフレから脱し「賃金と物価の好循環」がうかがえる転換点となった1年でした。

県内経済

県内企業の業況感を見ますと、製造業は海外景気減速の影響等を受けて弱含みで推移しました。一方、非製造業は飲食、宿泊などサービス業の回復などもあり、緩やかに改善に向かいました。また、住宅投資は、生活利便性が高く都心へのアクセスが良いことから引続き堅調な動きとなったほか、個人消費についても物価上昇の影響を受けつつも緩やかに回復しました。

金融情勢

日経平均株価は、年度初めに28,188円で始まった後、国内における景気拡大期待や、円安を背景とした堅調な企業業績なども加わり、年度末は40,369円となりました。

外国為替相場は、米国の金融引締め政策の継続により日米間の金利差が意識されるなか、円安が進行しました。年度初めは130円台で推移しましたが、年度末は151円台まで進行しました。

また、日本銀行は、2024年3月に実施した政策決定会合において、大規模な金融緩和策の転換を決定しました。

○事業の経過及び成果

【業務改善命令を踏まえた業務改善・再発防止について】

当行は2023年6月23日、関東財務局より仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められるとの指摘により金融商品取引法第51条の2に基づき行政処分（業務改善命令）を受けました。

このような事態に至ったことを重く受け止め、「お客さま本位の業務運営」と「健全な組織文化」を醸成していくため、真因分析を行ったうえで2023年7月24日、業務改善報告書を関東財務局に提出し、各施策を着実に遂行しております。

具体的な業務改善の取組みとして、2023年8月、業務改善計画の進捗状況やアフターフォローの状況等を経営に正確かつ適切に報告し、速やかに対応策を講じるために「品質向上委員会」を設置しガバナンスの強化を図りました。

また、組織態勢、検証態勢の見直し、評価方法の変更、リスク性金融商品販売に関するコンプライアンス研修実施等の業務改善計画に基づく改善・再発防止に取組むことで、株主さまをはじめ関係する皆さまの信頼回復に努めております。

こうした業務改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況につきましては、関東財務局への四半期毎の報告にあわせ、当行ホームページで概要を開示させていただいております。

【事業の経過】

【中期経営計画 MCP 1/3への取組】

当期は、2023年に策定した長期ビジョン「MCP（Musashino mirai-Creation Plan）～多彩な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く～」の実現に向け、2023年4月よりスタートした中期経営計画「MCP 1/3」初年度の活動として将来に向けた強固な基盤を構築していくため様々な施策を展開しました。

「MCP 1/3」では、「リアルとデジタルを融合し、地域・お客さまと共に歩む」「あらゆる価値を認め合い、多彩な人材が躍動する」という2つのテーマを掲げ、デジタル及び人的資本への重点的な投資により、法人のお客さまへの高度な専門性を持ったコンサルティングを展開するとともに、個人のお客さまへの多様なライフプランの企画・提案を強化するなど、お客さまに寄り添った活動に注力しております。

【施策推進】

当期の主な施策のうち、店舗関連につきましては、お客さまの利便性向上や、より高度なサービス提供に向けたネットワークの構築を図るため、4月に久喜支店を新築移転したほか、9月には商業施設内店舗として熊谷・熊谷東支店を移転し休日営業を開始、12月には千葉銀行との共同拠点である浜松町オフィスをJR浜松町駅前に移転しました。



久喜支店



熊谷・熊谷東支店



法人のお客さまに対しましては、1社1社丁寧に向き合い、資金繰り支援のほか、事業承継やM&A、人材紹介やビジネスマッチング等、金融・非金融の両面から多様なコンサルティングを実践し、お客さまの課題解決支援を行っております。併せて、お客さまのサステナブル経営を幅広くサポートするため「ESG対話ツール」を新たに導入し、SDGs・脱炭素などのニーズにお応えしているほか、「ICTツール」によりデジタル化ニーズにお応えしています。

個人のお客さまに対しましては、「貯蓄から資産形成」の一助となるよう新NISA対象ファンドの拡充やお客さま向けセミナーを開催したほか、高齢化の進展に伴い相続に関する相談を強化し課題解決に努めております。住宅ローンにつきましては、環境に配慮した「サステナブル住宅応援プラン」の導入、がん団信の無料化など、お客さまニーズに答える取組みを実施しております。

また、空き家問題解決のため「空き家活用ローン」の取扱いを開始し、多様化するお客さまのニーズにお応えしております。

【デジタルトランスフォーメーション（DX）への取組】

DXの取組みを重要な経営課題と捉え、4月に「デジタル推進部」を新設しお客さま向けサービスや各種業務のデジタル化に取り組んでいます。個人のお客さま向けには、武蔵野銀行アプリの新機能として税金支払や公共料金納付が可能となるサービスの提供を開始するなど一層の利便性向上に努めました。また、法人のお客さま向けには、資金管理や社内業務のデジタル化等を支援する「武蔵野銀行Mikatanoシリーズ」の取扱いを開始するなど、デジタルを活用したサービス向上に取り組みました。

その他、お客さまの生産性向上や業務効率化などのIT課題に応えられる行員を育成していくための研修制度を導入したほか、IT関連の資格取得等を奨励し、国家資格であるITパスポートについては、約1,100名の役職員が取得をしております。



武蔵野銀行アプリ 税金支払

【サステナビリティの推進】

持続可能な地域経済、社会の実現に向けたサステナビリティ経営の実践として様々な取組みを行っています。

2023年11月に電気自動車を営業用車両として導入し温室効果ガス排出量削減に取り組んでおります。また、お取引先企業のサステナビリティ経営をサポートするため融資商品やコンサルティングサービスの拡充に努めております。

併せて、こうした取組みの担い手となる従業員教育にも注力しており、公的資格取得を推進するとともに、SDGsを学ぶ各種講座を開講しています。

これらに加え、地域の小・中・高等学校を中心に、お金の使い方や起業について学ぶことのできる金融経済教育を展開しております。



電気自動車



金融経済教育

【地域活性化】

地域資源の一層の魅力向上や関連産業の創出等を支援するため、2024年2月、嵐山町と「シティプロモーションに関する連携協定」を締結し、観光資源を活用した地域活性化をサポートしています。このほか、本店ビル内の地域創生スペースM's SQUAREでは、小鹿野町、春日部市、行田市などのPR展を開催し、観光スポットや特産品等、地域の魅力を発信いたしました。

また、新たに2自治体(さいたま市、飯能市)及び空き家の発生予防や適正管理のプラットフォームの構築に取り組む株式会社クラッソーネと「空き家対策の推進に係る連携協定」を締結するなど、埼玉県内における空き家問題の解決にも注力しております。

これらに加え、埼玉県と連携し超少子高齢社会を見据え、持続可能なまちづくりを県が支援する「スーパー・シティプロジェクト」や、少子化対策、女性活躍推進など、様々な分野での取り組みを行っています。



嵐山町の観光資源ラベンダー畑



PR展(行田市)

【人的資本経営】

当行では、人的資本こそが企業価値の源泉であるとの認識のもと、長期ビジョンで標榜する「多彩な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く」を実現すべく、2023年3月に「人材活躍推進に係る長期ビジョン～奏(そう) SOU～」を策定いたしました。

「奏」では、求められる人材及び組織についてそれぞれ「自律・挑戦」「多様性・つながり」というキーワードを設定し、人的資本経営の実践に向け、人材育成の高度化と全ての従業員が活躍できる職場環境の整備に注力しております。

ファイナンシャルプランニングや企業支援だけでなくデジタル分野等のプロフェッショナル養成に取り組んでおりますほか、若手行員を対象とした「ソリューション育成制度」のもと、意欲的にお客さまの課題解決に取り組む人材を育成しております。

また、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進、Well-beingの向上、健康経営の推進などを通して多彩な人材が活躍できる組織づくりを目指しています。

従業員の出産や子育てを支援するため、育休者同士のSNSを活用した情報交換や座談会を実施しているほか、男性の育休取得促進についても「出産休暇前説明会」を実施するなど、職員が安心して働ける職場作りに注力しております。

【アライアンス戦略】

千葉銀行との包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」、全国各地の金融機関による広域連携「TSUBASAアライアンス」を通じ成長戦略の構築に努めております。

千葉・武蔵野アライアンスでは、スマートフォンアプリの共同開発、キャッシュレス事業や相続関連業務への取り組み、池袋支店などの共同拠点による協業など、様々な分野においてスピーディーな連携を実現しました。また、TSUBASAアライアンスにおいても、マネーロンダリングへの取り組みや新事業の検討、海外分野やサステナビリティ分野など、幅広い領域で連携し施策を実施しました。

引続き、アライアンスを最大限に活用し、地域のお客さまに新たな価値を提供できるよう努めてまいります。

【事業の成果】

預金等

譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比1,207億円増加し、5兆277億円となりました。また、預り資産残高は前期末比901億円増加し、1兆1,137億円となりました。

貸出金

貸出金残高は前期末比851億円増加し、4兆67億円となりました。

有価証券

有価証券残高は前期末比2,348億円増加し、1兆447億円となりました。

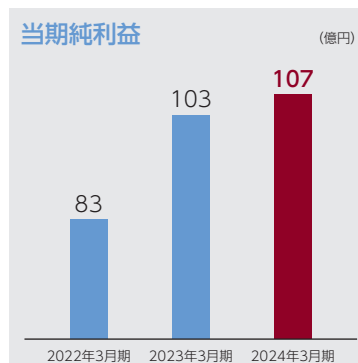
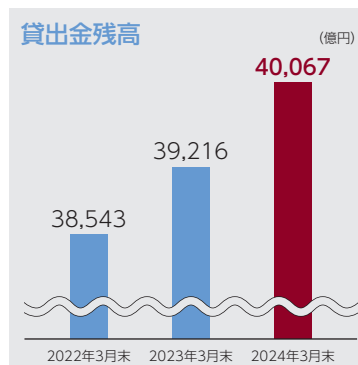
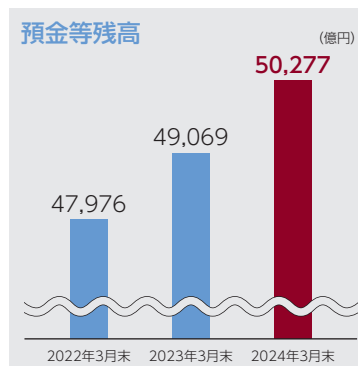
損益状況

経常収益は、資金運用収益が貸出金利息や有価証券利息配当金を主因に増加したものの、その他業務収益が国債等債券売却益を主因に減少したことなどから、前期比10億49百万円減少し685億35百万円となりました。

経常費用は、その他業務費用が国債等債券売却損を主因に減少したことなどから、前期比18億26百万円減少し533億69百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比7億76百万円増加し151億65百万円、当期純利益は同3億96百万円増加し107億47百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は前期比6億26百万円増加し162億61百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同3億99百万円増加し112億64百万円となりました。



○対処すべき課題

【行政処分への対応、再発防止に向けた取組】

お客さまに安心してお取引いただけるよう、引続き、業務改善報告書に基づく業務改善・再発防止に向け取組むとともに、2023年9月に改定した「お客さま本位の業務運営の基本方針」および「取組方針」の浸透・定着を図るべく、行内の営業態勢・研修態勢・内部管理態勢・業績評価を刷新し、「お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）」を徹底することにより、皆さまの信頼回復に努めてまいります。

【中期経営計画「MCP 1/3」】

長期ビジョン「MCP」実現に向けた第1ステップとして、中期経営計画「MCP 1/3」をスタートさせました。地域とお客さまに徹底的に寄り添いながら、将来に向けた強固な基盤を作る期間と位置づけております。

「MCP 1/3」の2年目となる今年度からお客さまに寄り添った活動の実効性を高め、お客さま満足と付加価値の一層の向上を図るため、本部営業部門を「法人」「個人」という「お客さま起点」の組織に再編いたしました。営業店・本部の一体感を緊密にしていくことで、ポストコロナ時代における法人のお客さまの経営課題解決に資する伴走支援や、個人のお客さまに対するライフプランをサポートする総合的な提案を強化してまいります。

併せて、お客さまのデジタル化支援や、行内業務のデジタル化に関する取組みを一層加速させていくとともに、行員一人ひとりの専門性向上に向けた育成の充実やエンゲージメント促進、健康経営の取組みなど、人的資本経営の実践に努め、全てのお客さまの最善の利益の実現に貢献してまいります。

中期経営計画 「MCP 1/3」 (2023年4月～2026年3月)

長期ビジョンと
中計の関係

地域・お客さまに徹底的に寄り添いながら、組織の多様性や従業員の自律性を高めることで、将来に向けた強固な基盤を作る期間

中計の
2つのテーマ

リアルとデジタルを融合し、
地域・お客さまと共に歩む

あらゆる価値を認め合い、
多彩な人材が躍動する

目指す
ビジネスモデル

デジタル・人的資本への投資を通じて持続可能な経営基盤を構築するとともに、サービスレベル向上・顧客接点の増強によって、お客さま満足の最大化を目指していく

目標計数

コア業務純益

200億円

親会社株主に帰属
する当期純利益

130億円

コアOHR
(連結)

65%以下

自己資本比率
(連結)

11%以上

ROE
(連結)

4.5%以上

【サステナビリティ経営の確立を目指して】

経営の健全性や透明性を確保するため、コーポレート・ガバナンスの高度化に取り組むとともに、コンプライアンス体制の強化及び社会規範の遵守にも継続して取り組んでまいります。併せて、SDGsや環境・社会・企業統治（ESG）の観点を積極的に経営に取入れ、「武蔵野銀行SDGs宣言」及び「サステナビリティ基本方針」等のもと、持続可能な地域社会の創造に貢献すべく業務に邁進してまいります。

特に経済・社会の基盤となる環境への対応につきましては、TCFD提言への賛同を行ない、ステークホルダーの皆さまへの情報開示の充実を進めるとともに、「本店」及び「事務センター」で使用する電力を再生可能エネルギーに切り替えするなど、温室効果ガス排出量削減に取り組んでまいります。また、本業である融資やコンサルティングを通じて、事業者の皆さまの脱炭素化の促進など持続可能な企業行動への働きかけに注力し、より実効性あるサステナビリティ経営の実践に努めてまいります。

【地域活性化】

地域商社「むさしの未来パートナーズ株式会社」においては、設立後2年を迎え、高齢化に伴い増加していく個人の皆さまの暮らしに関わる様々な課題解決と、地元事業者が提供する商品・サービスの一層の魅力向上や、より広範な発信を通じ、地元埼玉の皆さまを有機的に結びつけ、「地域が抱える課題を地域の中で解決する仕組み（地域エコシステム）」を構築し、その好循環を加速させていくことで、埼玉県を持続的成長に貢献してまいります。

このほか、人生100年時代を迎え、地域の皆さまが幸せでより豊かなくらしを送るため、ライフステージ毎に役立つ金融知識・金融リテラシー向上のため金融経済教育を進めてまいります。

【これからも地域の皆さまとともに】

経済及び社会活動はこれまで以上のスピードで日々変革を遂げております。こうした中、変革を自らの糧として取り込み、ステークホルダーの皆さまとともに更なる成長を遂げていく所存です。

「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、お客さま、株主さま、地域社会など、全てのステークホルダーの皆さまの期待にお応えできるよう、グループ役職員一同、一層の精進に努め、これからも地域の皆さまと手を携えながら、永続的な発展を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続き力強いご支援賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

武蔵野銀行SDGs宣言

武蔵野銀行はSDGs(国連「持続可能な開発目標」)の目標達成に貢献するため、グループ全役職員が取組むことを宣言します。



持続的成長の源泉としての企業統治

企業統治を持続的成長の源泉と位置づけ、創業以来不変の経営理念に基づく確固たる銀行経営を志向します。



持続可能な地域経済

地元産業のイノベーションや地産地消の促進、快適かつ強靱なまちづくりに貢献し、持続可能な経済成長を実現します。



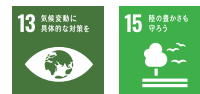
いつまでも自分らしく暮らせる地域社会

全ての人々が自分らしく、健康で幸福に生活できる社会をつくるため、積極的な取組みを行います。



気候変動への対応と生物多様性の維持向上

地球規模の気候変動に対応するとともに、地域の豊かな生物多様性の維持向上に取り組めます。



サステナビリティ基本方針等

気候変動や人権といったグローバルな課題や国内外の金融経済における脱炭素の動きに対応するとともに、より実効性のあるサステナビリティ経営の実践を目指してまいります。

名称	要旨
サステナビリティ基本方針	当行の経営理念「地域共存」「顧客尊重」に基づき、地域活性化を実現し、中長期的な視点で経済価値と社会価値の両立を目指します。
環境方針	気候変動や脱炭素、生物多様性といった諸課題について、地球規模の視点を踏まえつつ、地元埼玉の地域特性も考慮し、事業活動を通じた取組みを全役職員で行います。
投融资方針	環境、社会、経済の持続可能性に対し、ネガティブな影響を及ぼす産業・企業セクターへの投融资を回避します。
人権方針	あらゆる事業活動や商品・サービス提供において、関わる全てのステークホルダーの人権や多様性を尊重します。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預	金	4,591,705	4,763,406	4,880,863	4,978,220
	定期性預金	1,449,175	1,415,782	1,361,558	1,293,239
	その他	3,142,529	3,347,623	3,519,305	3,684,981
社 貸	債	—	—	—	—
	出金	3,802,305	3,854,315	3,921,626	4,006,739
	個人向け	1,083,514	1,104,428	1,103,059	1,129,980
	中小企業向け	1,879,523	1,941,904	2,025,149	2,095,655
商 有	品	839,268	807,983	793,418	781,104
	有価証券	62	51	7	6
	債	684,681	735,357	809,893	1,044,788
内 外	国債	86,609	119,978	162,424	306,049
	その他	598,072	615,378	647,468	738,739
	総資産	5,300,839	5,468,037	5,309,195	5,375,385
内国為替取扱高	12,058,919	12,314,644	12,812,064	13,570,591	
外国為替取扱高	百万ドル 3,437	百万ドル 2,760	百万ドル 1,651	百万ドル 1,402	
経常利益	11,627	12,148	14,388	15,165	
当期純利益	7,303	8,317	10,351	10,747	
1株当たり当期純利益	円 銭 218 12	円 銭 248 35	円 銭 309 26	円 銭 324 11	
信託財産	3,283	5,735	7,756	8,063	
信託報酬	55	68	63	25	

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。当行は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、役員報酬BIP信託口が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	71,418	71,186	81,901	81,068
経常利益	12,807	13,492	15,634	16,261
親会社株主に帰属する当期純利益	8,022	9,001	10,865	11,264
包括利益	16,406	4,046	5,607	25,442
純資産額	249,179	250,554	252,917	274,138
総資産	5,319,971	5,486,283	5,327,096	5,404,015

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末
従業員数	1,904人
平均年齢	40年10か月
平均勤続年数	16年11か月
平均給与月額	422千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には、臨時雇員は含みません。
 3. 平均給与月額は、賞与及び時間外手当を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末
埼玉県	93か店（うち出張所 2）
東京都	5か店（ // ー）
茨城県	1か店（ // ー）
合 計	99か店（ // 2）

- (注) 1. 営業所（99か店）の内10か店について支店内支店化（ブランチ・イン・ブランチ方式）を行っており、店舗の拠点数としては89か店となっております。
 2. 店舗外ATMについては、1か所を新設したことから、107か所となっております。
 3. さらに、千葉・武蔵野アライアンス事業の一環として、千葉県内の駅やアウトレットパーク、成田空港など22か所の千葉銀行のATMが当行ATMと同じ手数料体系で利用できるようになっております。

□ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 当年度において店舗外ATMを下記の1か所新設いたしました。

<新設>

浜松町オフィス出張所

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 千葉銀行	千葉銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 千葉銀行

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設備投資の総額	3,433百万円
---------	----------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

内容	金額
行内グループウェア・ネットワーク基盤の更改	461百万円
国際オンラインシステム更改	412百万円
ATM新紙幣対応	265百万円
熊谷・熊谷東支店移転	242百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
ぶぎん総合リース株式会社	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	一般リース、延払取引、オートリース業務	120百万円	50.00%
ぶぎん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目265番地1	個人向け融資に係る信用保証業務	90	99.36
むさしのカード株式会社	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	クレジットカード（JCB・VISA）、金銭の貸付、カード業務に係る信用保証業務	40	62.27
ぶぎんシステム株式会社	さいたま市大宮区北袋町一丁目307番地	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務	20	45.00
株式会社ぶぎん地域経済研究所	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	県内経済・産業の調査研究、経営・税務等の相談、各種セミナーの開催	20	42.50
株式会社ぶぎんキャピタル	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	ベンチャー企業等への投資、経営相談	20	5.00
むさしのハーモニー株式会社	さいたま市大宮区北袋町一丁目307番地	事務代行業務	10	100.00
むさしの未来パートナーズ株式会社	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	地域商社業務 コンサルティング業務	100	100.00

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行の連結される子会社は8社であります。その他に持分法適用の関連法人等が1社あります。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備（以下ATMという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑤ 全国に広がる提携金融機関の集金網を活用し、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称SNS）」を行っております。
- ⑥ 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したATMサービスを行っております。
- ⑦ 株式会社イオン銀行とのATM利用提携により、イオン等に設置されたATMをご利用できます。
- ⑧ 株式会社ビューカードとのATM利用提携により、首都圏を中心としたJRの駅に設置のATM「VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」をご利用できます。
- ⑨ 株式会社千葉銀行との間で、業務及び資本の提携に関して包括提携契約書（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
- ⑩ 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
長 堀 和 正	取締役頭取（代表取締役）	
白 井 利 幸	専務取締役（代表取締役） [担当]リスク統括部、人事部	
大 友 謙	常務取締役 [担当]総合企画部、デジタル推進部、事務統括部	
貝 沼 勤	常務取締役 [担当]地域サポート部、総務部、事務集中部	
宮 崎 貴 夫	常務取締役 [担当]融資部、市場国際部	
満 岡 隆 一	取締役（社外役員）	
真 田 幸 光	取締役（社外役員）	愛知淑徳大学ビジネス学部教授、 多摩信用金庫員外監事
小 林 彩 子	取締役（社外役員）	弁護士、弁護士法人片岡総合法律事務所パート ナー、株式会社キッツ社外取締役、慶應義塾大学 法科大学院教授
黒 澤 進	常勤監査役	
若 林 一 弘	常勤監査役	
毛 塚 富 雄	監査役（社外役員）	
吉 田 波 也 人	監査役（社外役員）	公認会計士、吉田波也人公認会計士事務所代 表、日本曹達株式会社取締役監査等委員（社外 取締役）
中 野 晃	監査役（社外役員）	一般財団法人さいたま住宅検査センター監事、 公立大学法人埼玉県立大学監事

- (注) 1. 取締役満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役毛塚富雄、吉田波也人、中野晃の3氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役毛塚富雄氏は、企業経営の金融実務等を通じて豊富な経験を積んでおり、また、監査役吉田波也人氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役中野晃氏は、公務を通じて地域経済・行政に精通しているほか、一般財団法人及び公立大学法人の監事を務めており、幅広い知識と経験を有しております。
4. 2023年6月28日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長加藤喜久雄、非常勤監査役田村健次の両氏は退任、常勤監査役田中勇一氏は辞任しました。
5. 取締役小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、2021年6月25日の当行取締役会にて新たに業績連動賞与等の導入を決議したことにより、固定部分である基本報酬、変動部分である業績連動賞与、及び一部業績に連動する株式報酬（以下BIP信託（業績連動型株式報酬））等で構成しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

なお、基本報酬は役位毎の責任の重さに応じて支給します。

業績連動賞与等及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する方針は、下記⑤「業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項」に記載のとおりです。

種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を踏まえ、検討を行うこととしております。

また、決定方針は取締役会において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。なお、取締役に対する業績連動賞与等の金額は年額350百万円に含まれます。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名です。

また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められたBIP信託（業績連動型株式報酬）制度の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円であります。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会において決定しております。役員報酬制度の内容の独立性、客観性、透明性を高めるため、その内容は経営諮問委員会において事前に審議し、その審議結果を取締役に答申しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	BIP信託 (業績連動型株式報酬)	
取締役	213	165	29	19	9
監査役	49	49	—	—	7
計	262	214	29	19	16

- (注) 1. BIP信託（業績連動型株式報酬）の額には、株式報酬に係る費用計上額19百万円が含まれております。
 2. BIP信託（業績連動型株式報酬）として取締役に対して株式を交付しております。
 3. 上表には、2023年6月28日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外監査役1名、辞任した監査役1名を含んでおります。
 4. 上記のほか、2023年6月28日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し125百万円の役員退職慰労金を支給しております。

⑤ 業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項

業績連動賞与は、毎事業年度の業績向上への貢献意識を高めることを目的に、BIP信託（業績連動型株式報酬）は、取締役の報酬と業績の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的に導入しております。

業績連動賞与は当期純利益等を業績指標とし、それらの達成率及び役位に基づき決定しております。

BIP信託（業績連動型株式報酬）は、役位に基づく非業績連動部分、業績目標（中期経営計画に定める年度毎の目標値）に基づいて決定される業績連動部分により構成しております。業績連動部分は中期経営計画に定める年度毎の当期純利益に対する達成率により決定しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 満岡 隆一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
取締役 真田 幸光	
取締役 小林 彩子	
監査役 毛塚 富雄	
監査役 吉田波也人	
監査役 中野 晃	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 および当行監査役	当行は、保険会社との間で全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 当該保険契約は被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、その他法令違反行為や故意行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 真田 幸光	愛知淑徳大学ビジネス学部教授、多摩信用金庫員外監事（当行と同金庫の間には特別な関係はありません。）
取締役 小林 彩子	弁護士、弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー、株式会社キッツ社外取締役（当行と同法人の間には特別な関係はありません。）、慶應義塾大学法科大学院教授
監査役 吉田波也人	公認会計士、 吉田波也人公認会計士事務所代表（当行と同事務所の間には特別な関係はありません。）、日本曹達株式会社取締役監査等委員（社外取締役）（当行と同法人の間には特別な関係はありません。）
監査役 中野 晃	一般財団法人さいたま住宅検査センター監事（当行は同法人と通常の銀行取引があります。）、公立大学法人埼玉県立大学監事（当行は同法人と通常の銀行取引があります。）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 満岡 隆一	4年 9か月	取締役会16回開催中 16回出席	外資系メーカーのトップとして企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性の向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。 経営諮問委員会では、指名・報酬に関する議案について審議し、同委員長として、議事運営と取締役会への報告を行いました。
取締役 真田 幸光	2年 9か月	取締役会16回開催中 14回出席	海外留学経験や外資系銀行勤務等、豊富な業務経験に加え、国際金融を研究分野とする大学教授を務めている経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、国際金融及び国際情勢並びにステークホルダーからの視点を踏まえ、当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし、積極的な助言を行いました。
取締役 小林 彩子	2年 9か月	取締役会16回開催中 16回出席	弁護士としての知見に加え、ファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、専門的かつ幅広い知見を活かし、あらゆるステークホルダーからの視点を踏まえ、当行の経営全般について積極的な助言を行いました。
監査役 毛塚 富雄	10年 9か月	取締役会16回開催中 16回出席 監査役会12回開催中 12回出席	企業経営者として豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、企業経営者としての専門的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田波也人	1年 9か月	取締役会16回開催中 15回出席 監査役会12回開催中 12回出席	公認会計士としての企業会計、監査、内部統制の分野における豊富な知識と経験や、経営に対する高い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、公認会計士の見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中野 晃	9か月	取締役会13回開催中 12回出席 監査役会9回開催中 9回出席	地方行政経験者としての豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、地方行政経験者としての実務の見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 監査役中野晃氏は2023年6月28日開催の第100回定時株主総会において新たに選任され就任いたしましたので、取締役会・監査役会への出席状況には、就任後の取締役会・監査役会の回数を記載しております。
2. 当事業年度中の2023年6月、当行は関東財務局より仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められることから金融商品取引法第51条の2の規定に基づき行政処分（業務改善命令）を受けました。各社外取締役及び各社外監査役（中野晃氏を除く）5名は、販売実態についての情報を取得する態勢が構築されていない等、態勢面に問題があったことから本違反行為が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。
- 行政処分後においては、品質向上委員会を設立し業務改善計画の進捗状況を協議するなど各社外取締役及び各社外監査役6名は法令遵守の徹底、再発防止策に向けた取組みに対して適宜提案を行うなど、その職責を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	BIP信託 (業績連動型株式報酬)	
取締役	24	24	—	—	3
監査役	19	19	—	—	4
計	43	43	—	—	7

- (注) 1. 社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
2. 上表には、2023年6月28日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|----------|----------|
| 発行可能株式総数 | 80,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 33,405千株 |
- (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 13,178名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,681千株	11.10%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,469	7.45
株式会社千葉銀行	925	2.79
QRファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社QRインベストメント	914	2.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	810	2.44
明治安田生命保険相互会社	735	2.22
武蔵野銀行従業員持株会	710	2.14
住友生命保険相互会社	702	2.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	625	1.88
前田硝子株式会社	604	1.82

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式 (262千株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、役員報酬BIP信託口の所有する当行株式 (64千株) は含まれておりません。

(4) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	14,073株	1名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当行の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2（2）⑤業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項」に記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項**イ 自己株式の取得**

当行は、機動的な資本政策の遂行による資本効率の向上を通じ、株主の皆さまへの利益還元を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を取締役会で決議し、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

決議日	2023年5月11日
取得した株式の種類	普通株式
取得期間	2023年5月15日から2023年8月10日まで
取得した株式の総数	400千株
取得価額の総額	909百万円

ロ 自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却について取締役会で決議し、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

決議日	2023年9月26日
消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	400千株
自己株式の消却額	1,018百万円
消却日	2023年9月29日

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野 功	59百万円	一百万円
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下部 恵 美		

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について、当行監査役会は、会計監査人の監査計画及び職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等の適切性について必要な検証を行い、同意の判断をしております。
3. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は66百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保する体制＞

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令等遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令等遵守の徹底に努めております。
- ・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
- ・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度や、財務報告の適正性を確保するために財務報告に関する基本方針を定め、必要な内部管理体制を整備しております。
- ・反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置し、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣への報告に加え、警察等関連機関と連携する体制を整えております。
- ・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署とし、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法を定めるものとしております。
- ・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会で定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任するとともに、業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、これを行っております。
- ・取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき、協議・報告事項を定めるほか、定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
- ・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる公益通報制度を設け、その運用を行うとともに、当行の内部監査部署がグループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役補助者を1名以上配置し、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。

② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。また、当行グループにおける監査結果や内部通報の状況について、担当部署が監査役へ報告することとしております。

- ③ **監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - ・ 監査役へ報告を行った者が当該通報をしたこと自体による不利な取扱いの禁止を公益通報制度規程に明記しております。
- ④ **監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項**
 - ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑤ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - ・ 取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制として、いるほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンスを実践する具体的な計画として、コンプライアンス・プログラムを取締役会で審議・決定し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会にて進捗状況等をモニタリング（2回）しております。また、コンプライアンス委員会の下部組織である本部法令遵守担当者会議を毎月開催しております。

仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資家保護上の問題が認められる状況に係る行政処分に関して、業務改善計画を策定いたしました。

具体的には、①業容に応じた業務運営態勢の構築、②経営管理態勢の強化、③内部管理態勢の強化、④法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提とした銀証ビジネスモデルの構築について、各施策を設定し、着実に実行して行内での定着を図っております。

業務改善計画の進捗状況を評価し、具体的な対応策を協議するため、品質向上委員会を新設し、2023年8月より毎月開催しております。また、その内容を四半期毎に取締役会へ報告しております。

(2) リスク管理体制

与信ポートフォリオ管理委員会（7回）、ALM委員会（11回）、オペレーショナル・リス

ク管理委員会（4回）を開催し、その内容を経営へ報告したほか、BCP訓練を2回実施いたしました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を16回開催したほか、取締役会の権限委譲による決定機関である経営会議（ALM、リスク管理に関する経営会議を含む）を58回開催しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（4回）したほか、グループ情報連絡会を開催（2回）し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役の職務を補助する専任の担当者を1名配置するとともに、内部監査部署は当行グループの監査結果等を内部監査報告会を開催（12回）し、監査役へ報告しました。また、常勤及び社外監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議、その他重要な会議及びグループ情報連絡会等に出席し、意見を述べる体制としたほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見交換を行いました。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第101期末 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	230,817
現金	32,763
預け金	198,053
買入金銭債権	759
商品有価証券	6
商品国債	6
金銭の信託	1,492
有価証券	1,044,788
国債	306,049
地方債	248,641
社債	191,670
株式	64,342
その他の証券	234,085
貸出金	4,006,739
割引手形	8,568
手形貸付	170,654
証書貸付	3,511,697
当座貸越	315,819
外国為替	4,659
外国他店預け	4,502
取立外国為替	157
その他資産	27,428
前払費用	93
未収収益	4,812
金融派生商品	3,302
金融商品等差入担保金	130
その他の資産	19,090
有形固定資産	53,368
建物	25,656
土地	24,667
リース資産	204
その他の有形固定資産	2,840
無形固定資産	4,816
ソフトウェア	4,653
その他の無形固定資産	162
前払年金費用	9,576
支払承諾見返	5,119
貸倒引当金	△14,188
資産の部合計	5,375,385

科目	金額
(負債の部)	
預金	4,978,220
当座預金	211,219
普通預金	3,404,216
貯蓄預金	46,003
通知預金	782
定期預金	1,293,120
定期積金	118
その他の預金	22,758
譲渡性預金	49,500
コールマネー	39,518
債券貸借取引受入担保金	10,955
外国為替	348
売渡外国為替	119
未払外国為替	229
信託勘定借	8,063
その他負債	14,816
未払法人税等	2,088
未払費用	1,566
前受収益	1,509
給付補填備金	39
金融派生商品	1,862
金融商品等受入担保金	2,758
リース債務	225
資産除去債務	864
その他の負債	3,903
賞与引当金	1,101
役員賞与引当金	19
退職給付引当金	2,613
睡眠預金払戻損失引当金	98
偶発損失引当金	187
株式報酬引当金	75
繰延税金負債	3,163
再評価に係る繰延税金負債	4,227
支払承諾	5,119
負債の部合計	5,118,031
(純資産の部)	
資本金	45,743
資本剰余金	38,351
資本準備金	38,351
利益剰余金	150,971
利益準備金	10,087
その他利益剰余金	140,884
不動産圧縮積立金	354
別途積立金	130,560
繰越利益剰余金	9,969
自己株式	△793
株主資本合計	234,273
その他有価証券評価差額金	13,020
繰延ヘッジ損益	1,765
土地再評価差額金	8,286
評価・換算差額等合計	23,072
新株予約権	8
純資産の部合計	257,354
負債及び純資産の部合計	5,375,385

第101期 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		68,535
資金運用収益	47,759	
貸出金利息	36,813	
有価証券利息配当金	10,558	
コールローン利息	△5	
預け金利息	0	
その他の受入利息	393	
信託報酬	25	
役務取引等収益	13,685	
受入為替手数料	1,757	
その他の役務収益	11,927	
その他業務収益	4,308	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	3,592	
国債等債券償還益	2	
金融派生商品収益	712	
その他経常収益	2,757	
償却債権取立益	631	
株式等売却益	1,589	
その他の経常収益	536	
経常費用		53,369
資金調達費用	4,583	
預金利息	612	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息	2,771	
債券貸借取引支払利息	848	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	347	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	4,151	
支払為替手数料	257	
その他の役務費用	3,894	
その他業務費用	7,983	
外国為替売買損	2,627	
国債等債券売却損	3,569	
国債等債券償還損	1,787	
営業経費	34,738	
その他経常費用	1,912	
貸倒引当金繰入額	827	
株式等売却損	498	
株式等償却	0	
金銭の信託運用損	1	
その他の経常費用	583	
経常利益		15,165

(単位：百万円)

科目	金額	
特別損失		29
固定資産処分損	29	
税引前当期純利益		15,135
法人税、住民税及び事業税	3,557	
法人税等調整額	830	
法人税等合計		4,388
当期純利益		10,747

第101期末 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	230,916	預金	4,973,482
買入金銭債権	759	譲渡性預金	39,500
商品有価証券	6	コールマネー及び売渡手形	39,518
金銭の信託	1,492	債券貸借取引受入担保金	10,955
有価証券	1,045,742	借入金	12,380
貸出金	3,995,006	外国為替	348
外国為替	4,659	信託勘定借	8,063
リース債権及びリース投資資産	19,219	その他負債	26,854
その他資産	43,457	賞与引当金	1,150
有形固定資産	54,658	役員賞与引当金	32
建物	26,047	退職給付に係る負債	2,490
土地	25,364	役員退職慰労引当金	33
その他の有形固定資産	3,246	利息返還損失引当金	33
無形固定資産	4,872	睡眠預金払戻損失引当金	98
ソフトウェア	4,678	ポイント引当金	116
リース資産	6	偶発損失引当金	187
その他の無形固定資産	187	株式報酬引当金	75
退職給付に係る資産	14,381	繰延税金負債	5,208
繰延税金資産	809	再評価に係る繰延税金負債	4,227
支払承諾見返	5,119	支払承諾	5,119
貸倒引当金	△17,086	負債の部合計	5,129,877
資産の部合計	5,404,015	(純資産の部)	
		資本金	45,743
		資本剰余金	38,350
		利益剰余金	163,202
		自己株式	△793
		株主資本合計	246,503
		その他有価証券評価差額金	14,060
		繰延ヘッジ損益	1,765
		土地再評価差額金	8,286
		退職給付に係る調整累計額	3,474
		その他の包括利益累計額合計	27,587
		新株予約権	8
		非支配株主持分	38
		純資産の部合計	274,138
		負債及び純資産の部合計	5,404,015

第101期 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		81,068
資金運用収益	46,932	
貸出金利息	36,830	
有価証券利息配当金	9,708	
コールローン利息及び買入手形利息	△5	
預け金利息	0	
その他の受入利息	398	
信託報酬	25	
役員取引等収益	14,401	
その他業務収益	5,470	
その他経常収益	14,239	
償却債権取立益	632	
その他の経常収益	13,607	
経常費用		64,807
資金調達費用	4,621	
預金利息	612	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,771	
債券貸借取引支払利息	848	
借入金利息	38	
その他の支払利息	348	
役員取引等費用	3,841	
その他業務費用	7,983	
営業経費	36,278	
その他経常費用	12,081	
貸倒引当金繰入額	671	
その他の経常費用	11,409	
経常利益		16,261
特別損失		29
固定資産処分損	29	
税金等調整前当期純利益		16,231
法人税、住民税及び事業税	4,087	
法人税等調整額	874	
法人税等合計		4,962
当期純利益		11,269
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		11,264

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、当行は関東財務局より仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、行政処分（業務改善命令）を受けたことから2023年7月24日付で関東財務局に業務改善報告書を提出し、その改善・再発防止に向けた取組みを行っております。監査役会は、その取組状況について、引き続き注意深く監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社武蔵野銀行 監査役会

常勤監査役	黒澤	進	Ⓜ
常勤監査役	若林	一弘	Ⓜ
社外監査役	毛塚	富雄	Ⓜ
社外監査役	吉田	波也人	Ⓜ
社外監査役	中野	晃	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内図

会場 武蔵野銀行本店4階大会議室

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
(武蔵野銀行 代表) 電話 (048)641-6111

※下記ご案内図をご参照いただきご来場ください。

交通 JR 大宮駅西口より徒歩約7分

※駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用ください
ますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

